

組合員・利用者のみなさま

特別利益の提供ならびに共済推進上の禁止行為等に対する防止策について

当組合では、令和6年3月に「職員による共済掛金の立替(特別利益の提供)」、「知識不足に起因して誤った商品説明による契約手続き(推進上の禁止行為)」という共済事業に係る不祥事件が発生しておりますが、該当不祥事件につきましては所管行政庁へ届出を行っており、その指導の下、下記の再発防止策に取り組んでおります。

今後はこのような事案を発生させることのないよう、令和5年11月27日に策定した「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」に基づき、誠実・公正な業務運営を行うことで、引き続き組合員・利用者のみなさまとの信頼関係を築いてまいります。

記

1. 手続きの変更と強化

(1) 特別利益の提供案件

① 共済掛金が未入金の場合の契約者に対する連絡方法の変更

担当ライフアドバイザー(以下LA)が行っていた初回掛金のご案内を令和6年6月より契約管理センターによる電話でのご案内に変更するとともに、担当LAによる立替を防止するため、掛金収納についてはコンビニ払いまたは共済窓口での入金を案内することに変更しております。

② 集金業務と窓口収納の検証強化

集金業務の廃止により、LAによる集金は行っていませんが、一部の口座設定が出来ない共済については日報による集金予定の報告・検証と集金結果の報告・検証を実施し、管理者の検証の下、集金業務の管理を行うことを再徹底いたしました。窓口収納については、窓口収納担当者の@ (令和6年4月新設) 欄に窓口担当者が押印することで収納担当者を明確にし、あわせて管理者の検証を実施するよう変更しております。

(2) 推進上の禁止行為案件

共済契約者が加入するかどうかを判断するにあたり、正しい情報を伝えることを目的に不祥事件の発生前から、共済仕組みの説明を行っている担当者向けの各種研修会において、契約者・利用者への情報提供義務を果たすこと、ならびに誤解を招く表示行為等の禁止を徹底するよう指導することとしております。

2. コンプライアンス意識の醸成

(1) 全職員を対象にコンプライアンス研修を年2回開催しております。

(上期職員全体研修会・下期職員全体研修会)

(2) 令和6年4月より共済担当職員に対し全共連長野主催によるコンプライアンス研修を定期的実施しております。

(3) 各種共済担当者会議・共済課長会議にてコンプライアンスについての項目をもうけ研修を行っております。

3. 内部監査体制の確立

再発防止と法令遵守態勢の整備に向け、内部監査部門による共済業務取扱支所・本所に対する無通告監査を年1回実施するなど、令和6年4月より内部監査体制を強化しております。

以上

上伊那農業協同組合
代表理事組合長 西村 篤